八代市総合計画

Basic Conception

やすらぎと活力にみちた
魅力かがやく 元気都市
“やつしろ”

基本構想

計画の策定にあたって

Ⅰ　総合計画の策定の意義

1．総合計画の趣旨と目的

今日、少子高齢化の急速な進展をはじめとし、情報化や環境に関する意識の変化など社会情勢はめまぐるしく変化しています。さらに物が豊かになり、量の充足を追求してきた人々が質的な充実を求める時代に変化しています。人々の関心がよりよい地域や環境のもとでの生活の実現に向かうにつれて、行政ニーズも量的に拡大し、質的にも深まりを見せています。

加えて、社会経済活動も大きく変化し、新たな地域社会の構築も求められています。

そのため、行政のあり方もさまざまな社会情勢に即応できるよう質を高めていかねばなりません。地方分権がすすむなか、行政の公正さや透明性の確保とともに、地域の主体性と独自性の発揮が待たれています。

このような背景を踏まえ、新しい八代市が誕生して、初めての総合計画となる「八代市総合計画」は、今後の市のすすむべき方向を明確にするための総合的・長期的な計画であり、市政におけるすべての施策の基本となるものです。

また、八代地域市町村合併協議会による協議と合意のもとに策定された「新市建設計画」においては、新市づくりの理念「“創生”輝く新都八代」のもと、将来像「恵まれた資源を活かして、発展する豊かなまち」「人と地域が主役のまち」をめざすとしています。

八代市総合計画は、この「新市建設計画」を尊重しつつ急速に進展する時代背景のなか、市の一体感の醸成を促すと同時に、多様化する市民ニーズをまちづくりに反映し、市民と行政が協働し、より発展的かつ具体的にまちづくりに取り組むことを目的として策定します。

2．総合計画の性格と役割

八代市総合計画は、市民と行政が協働して総合的かつ計画的にまちづくりを行うための市政の基本方針としての性格を持つものであり、本市においての最上位の計画として位置づけます。

また、この計画は長期的な展望のもと、本市のあるべき姿を描いたまちづくりのビジョンであり、次のような役割があります。

■市民と行政によるまちづくりの行動指針

この計画は、市民に対してまちづくりをすすめるための方向と、市民と行政が一体となって取り組むべき共通の行動指針を明らかにしたものです。

■総合的・計画的な行政運営の基本方針

この計画は、市の将来像の実現に向けた施策・事業を総合的かつ計画的にすすめるための行政運営の基本方針となるものです。

Ⅱ　構成と期間

この計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

■基本構想

(1)　地方自治法第２条第４項の規定に基づき策定するものです。八代市では、まちづくりの理念と市の将来像を明らかにし、それを実現するための基本目標と施策の大綱を示したものとしてまとめます。

(2)　平成20年度(2008年度)から平成29年度(2017年度)までの10か年の計画を策定します。

■基本計画

(1)　基本構想で明らかにした市の将来像を実現するために、必要な基本的施策を体系的に示したものです。

(2)　前期５か年、後期５か年の計画とします。

■実施計画

(1)　基本計画で示された基本的施策を計画的かつ効率的に実現するために、具体的な事業や施策の内容を明らかにするものです。

(2)　３か年計画として策定し、毎年ローリング(見直し・調整)します。

■八代市総合計画の構成と期間

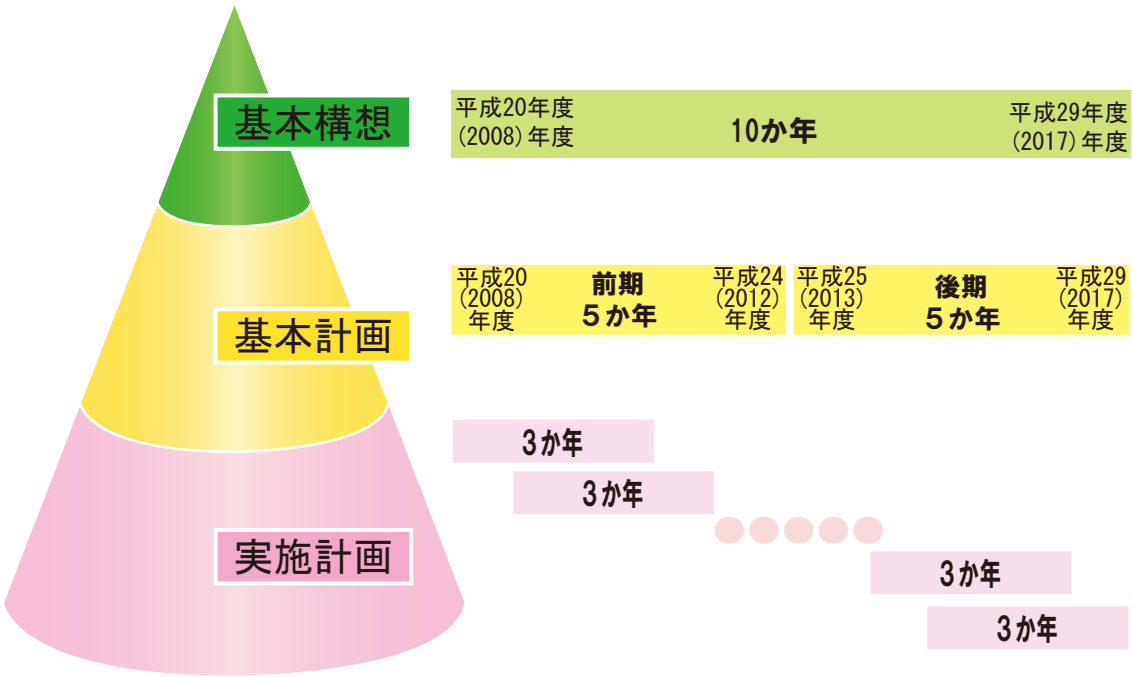

Ⅲ　八代市の現状

１．概要

平成17年８月１日、八代市と八代郡内の坂本村・千丁町・鏡町・東陽村・泉村の１市２町３村が合併し、人口約14万人の新都「八代市」が誕生しました。

本市は、県都熊本市の南約40ｋｍに位置し、東西約50ｋｍ、南北約30ｋｍ、面積約680ｋ㎡を有し、西は八代海に臨み、北は八代郡、宇城市、上益城郡、下益城郡、東は宮崎県東臼杵郡、南は球磨郡、葦北郡に接しており、日奈久断層崖によって山間地と平野部に区分され、全面積の約70％が山間地、約30％が平野部で形成されています。

山間地においては、泉町の国見岳（1,739m）を最高峰として九州山地の脊梁地帯を形成し、平家落人伝説が語り継がれる秘境五家荘など、歴史と自然豊かな地域を有しています。

また、平野部においては、日本三急流の一つである球磨川や氷川の両水系で形成された豊かな土地が広がり、扇状地や三角州を中心とした沖積平野が形成され、さらには永年にわたる干拓事業による広大な平野を有しています。これらの豊かな資源を活用し、イ草やトマトなど数多くの農産物が生産されています。

さらに、恵まれた自然条件に加え、臨海工業用地の造成や港湾施設の充実が図られ、早くから大企業の工場が進出し、県下有数の工業都市としても発展しているところです。

交通アクセス面では、南九州の交通の結節点として、九州新幹線（新八代―鹿児島中央間）、九州縦貫自動車道、南九州西回り自動車道、アジア物流拠点として県内最大の国際貿易港である八代港が整備され、陸・海路の交通の要衝となっています。

このように豊かな自然と資源、そして交通の要衝という高い拠点性を備えた地域です。

2．人口・世帯数

本市の人口は136,886人（国勢調査：平成17年10月1日現在）となっています。

全国の人口は平成17年（2005年）をピークに、また熊本県の人口ではすでに平成12年（2000年）をピークに減少しはじめており、今後も人口減少が続くものと推計※されています。

本市においては、昭和55年（1980年）以降減少し続けています。

■八代市の人口と世帯数の推移

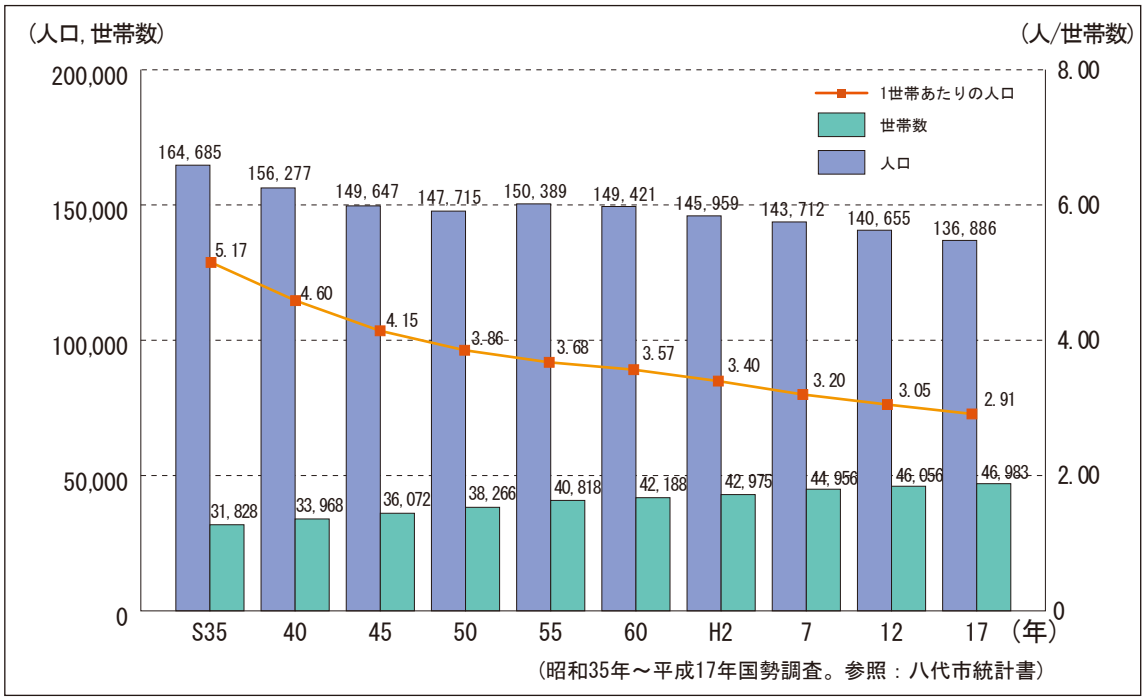

※推計
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」及び、同「都道府県別将来推計人口（平成14年3月推計）」引用。

Ⅳ　社会の潮流

本計画を策定するにあたって、本市を取り巻く状況を把握するために重要と考えられる基本的な社会の潮流を次のとおり示します。

１．少子高齢社会の進展

わが国の人口は、平成17年（2005年）をピークに減少に転じ、年少（０歳～14歳）人口割合、生産年齢（15歳～64歳）人口割合が減少し、一方で老年（65歳以上）人口割合が増加、急速に少子高齢社会へ移行しています。

八代市においては、合計特殊出生率※が県平均を下回り、高齢化率は県平均を上回るなど、他地域より早く少子高齢社会が到来しています。そのため、子育て環境や教育環境の充実、高齢者に配慮した社会環境の充実が求められています。

２．地方分権時代への対応

平成11年（1999年）に成立した「地方分権一括法※」を受け、市町村の役割はますます重要となり、地方自治体がそれぞれの判断と責任において自治体経営を行う時代となっており、市民の意向に沿った行政運営を形にしていかねばなりません。これに加えて厳しさを増す国・地方の財政を背景に、全国で従来の地方自治体の枠組みそのものの見直しが求められています。自治体のあり方もさまざまな社会情勢に即応できるよう質を高めながら変化していく必要があります。

※合計特殊出生率
１人の女性が一生の間に生む子供の数。

※地方分権一括法
地方自治法をはじめとする475本の法律を一挙に改正することを期して制定され、平成11年(1999年)7月8日に国会で成立。一部を除き平成12年(2000年)4月1日に施行された。正式名称「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」

3.　自然と共生する循環型社会への対応

大量生産、大量消費、大量廃棄のライフスタイルは大量の廃棄物を生み出してきました。生活の利便性だけではなく、社会の営みを資源循環という視点ですすめるという考えに基づき、ごみの減量化、リサイクル、省エネルギー施策などにより環境負荷の低減と自然保護を優先的に考える基本姿勢が求められています。

4.　ユビキタス※ネット社会の到来

いつでも、どこでも、誰でも情報通信ネットワークを通じて、情報のやりとりを行うことのできるユビキタスネットワーク社会の実現に向け、わが国における情報通信技術(ICT※)はめざましく進展しています。

高齢者、障がい者などの情報弱者を含む、誰もが安全・安心で豊かな生活を実現するために、これらの情報社会の恩恵を享受できる環境整備や新たな施策の展開が求められています。

5.　国際化の進展

人、もの、情報などのグローバル化の一層の進展、環境問題など地球規模で解決すべき課題の出現、アジアの政治情勢や経済状況の変化、内外の都市間競争の激化、市民レベルでの国際交流･協力の活発化など、わが国を取り巻く環境は大きく変化しており、こうした変化への迅速かつ的確な対応が求められています。

※ユビキタス
英語の"ユビキタス"ubiquitous"は『神は至る所に存在する』という意味のラテン語"ubique"（どこにでも）を語源としている。あらゆる電子機器がネットワークで接続され、いつでもどこでも誰でも情報に接続可能な状態を言う。

※ＩＣＴ
information(and)communication(s)technology(-ies)の略で　情報通信技術を表す言葉。IT(情報技術)とほぼ同義。情報通信技術からその応用利用場面まで広く使用され、コンピューターやインターネットの進化と広がりで、工学的技術から企業経営、人文・社会科学、コミュニケーションまでその応用範囲を広げている技術・手法を総称していう。

Ⅴ　主要指標の見通し

1．人口の推計

将来推計の方法としては、できるだけ直近に、そして実態的な人口の流動を反映するよう、過去における人口のすう勢から将来動向を算出し推計しました。

平成12年及び17年の国勢調査（各年10月1日現在）から、コーホート要因法※を用いて年齢5歳階級別に推計を行い、平成24年・平成29年の人口を算定しました。

目標年次である平成29年度（2017年度）の人口は、約122,000人、年少（0～14歳）人口は約15,000人（12.3%）、生産年齢（15～64歳）人口は約69,000人（56.5%）、老年（65歳以上）人口は約38,000人（31.2%）と推計されます。

■人口の推移及び推計

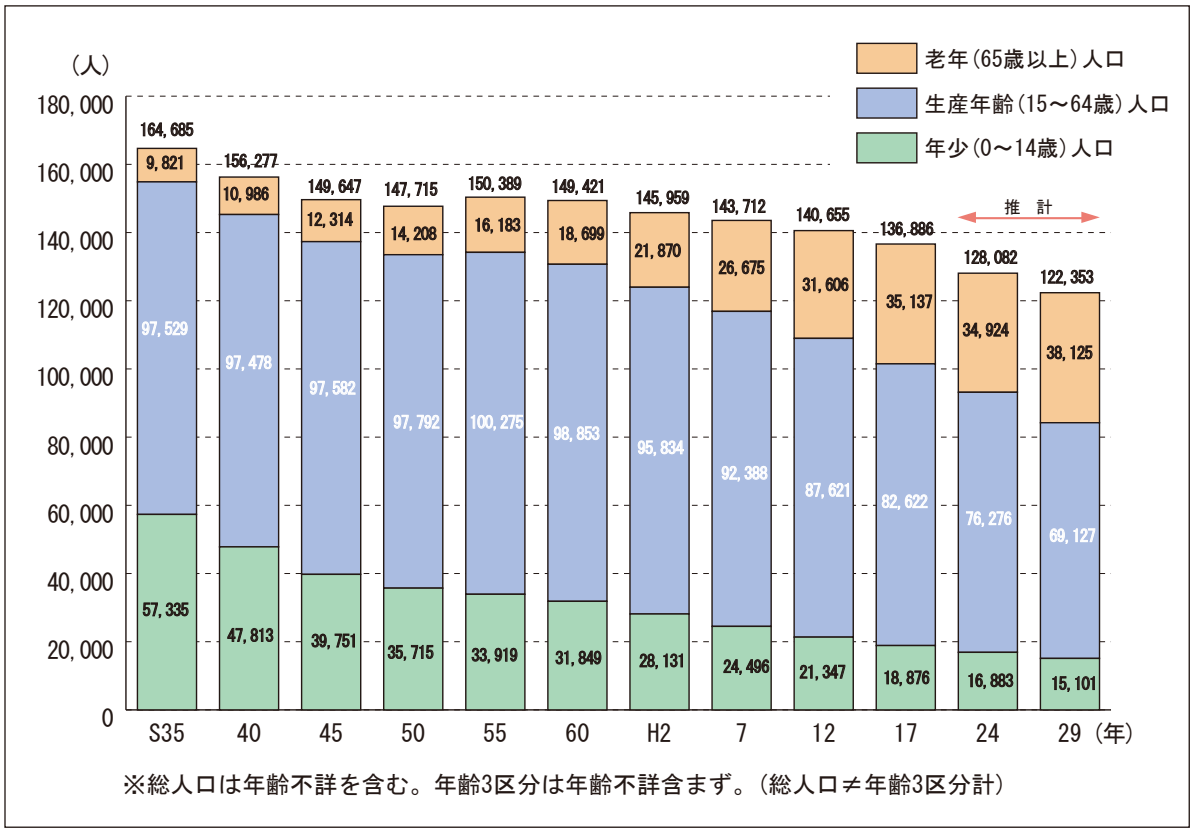

※総人口は年齢不詳を含む。年齢3区分は年齢不詳含まず。（総人口≠年齢3区分計）

※コーホート要因法

基準年の性・年齢別人口（コーホート）をもとに変化の要因（年齢別生存率、性別・年齢別移動率、母親の年齢階級別出生率、出生者の男女比、社会移動率など）を考慮して次の年の性・年齢別人口を推計し、その繰り返しによって将来の人口を推計していく方法。

2．世帯数の推計

昭和50年～平成17年の国勢調査（各年10月1日現在）における人口及び世帯数より、１世帯あたり人員（平均世帯人員）を算出し、その値から平成24年・平成29年の１世帯あたり人員（平均世帯人員）を推計し、「１．人口の推計」で算出した八代市の人口推計値に基づいて、平成24年・平成29年の世帯数を算定しました。

目標年次である平成29年度（2017年度）の世帯数は、約43,700世帯と推計されます。

■世帯数及び１世帯あたり人員の推移及び推計

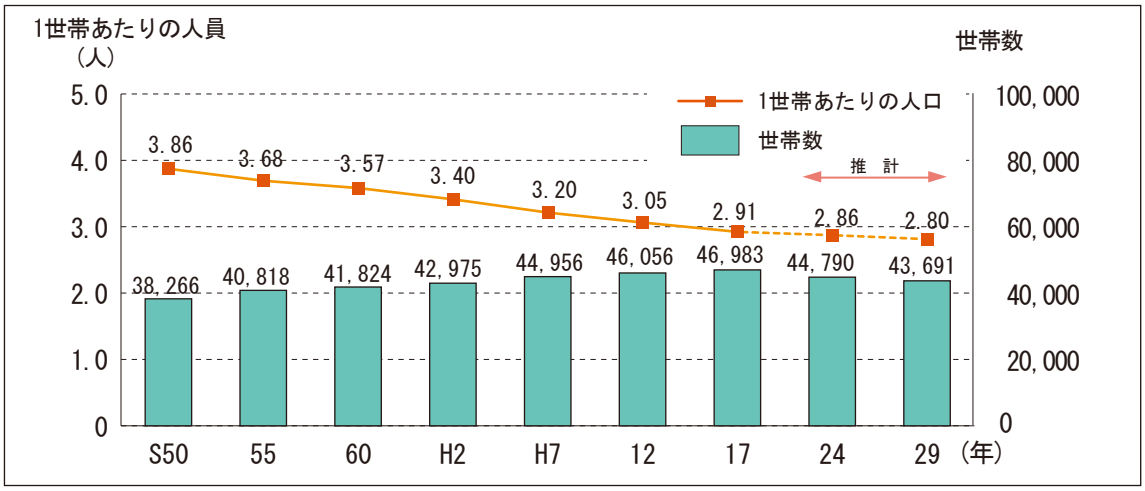

3．就業人口の推計

昭和50年～平成17年の国勢調査（各年10月1日現在）における就業者数と産業別就業者数より、平成24年・平成29年の産業分類別割合を推計し、「１．人口の推計」で算出した八代市の人口推計値に基づいて、平成24年・平成29年の産業分類別就業者数を算定しました。

目標年次である平成29年度（2017年度）における就業者総数は、約55,400人と推計されます。

■産業分類別就業人口の推移及び推計

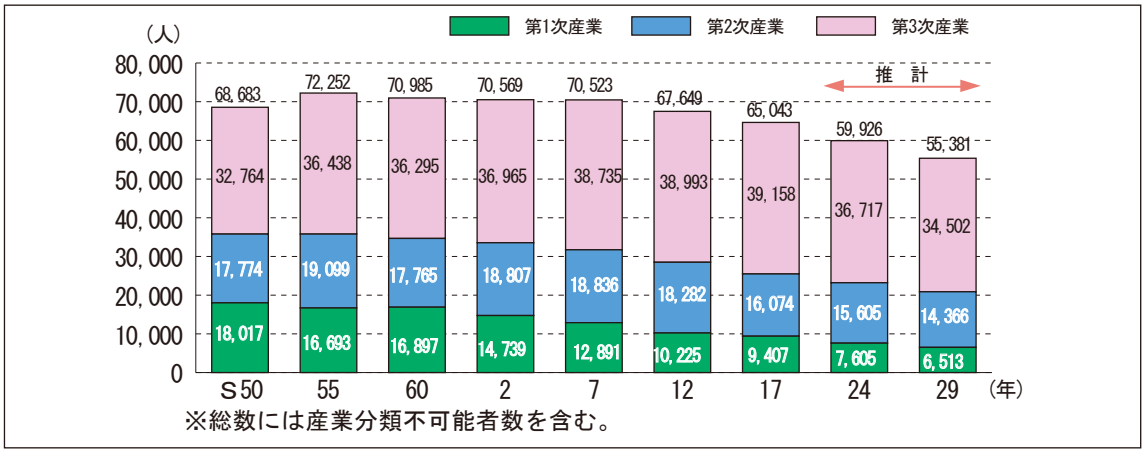

※総数には産業分類不可能者数を含む。

第1章 まちづくりの理念と市の将来像

第１節　まちづくりの理念

まちづくりの理念は、八代市にふさわしいまちづくりを行っていくうえでの、基本姿勢を表すもので、市町村合併に際して策定された新市建設計画における「新市づくりの理念」を発展的に継承したものです。

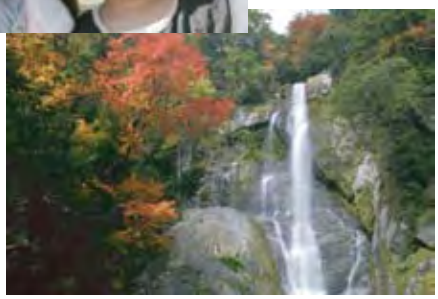

新市づくりの理念では、『**豊かな実り**と**高い拠点性**によって、自立した「くに」のような力強い自治体として発展し、そこでは**いきいきと躍動するまちづくりを担う人**が育ち、**生きがいと誇りを持って、安全で安心して暮らす**ことができるようなまち』になり、さらに『住民と行政の協働による**人権尊重やユニバーサルデザイン※の理念を生かしたまちづくり**を着実に進めていくことを基礎として、多様な自然や培われた豊かな歴史・文化と調和した「くにづくり」をめざす』としています。

このことから、個性ある心豊かな「ひと」づくりを基軸として、交通・物流の要衝としての「高い拠点性」を伸ばし、うるおいとやすらぎをもたらす「自然」を育むこととし、まちづくりの理念を定めます。

≪まちづくりの理念≫

お互いを尊重しあう平和な社会のもと、個性と魅力があふれた心豊かなひとづくりをすすめ、人と自然が共生し、安全で快適に暮らせる、誰もが住みたい、住み続けたいと思える元気なまちづくりをすすめます。

※ユニバーサルデザイン
年齢、性別、言語や障がいの有無に関係なく、最初から誰もが利用できるような製品、建物や環境のデザインをしようというもの。また、今日では、情報、サービスやコミュニケーションも含む「すべての人が生活しやすい社会」を作ろうといった広い概念として使われている。

第２節　市の将来像

まちづくりの理念に基づき、八代市のまちづくりをすすめていくにあたって、目標とする本市の姿として、つぎの将来像を掲げます。

≪市の将来像≫

やすらぎと活力にみちた魅力かがやく元気都市“やつしろ”

多様で豊かな自然の恩恵のもと、安全で快適に暮らせるやすらぎにあふれたまちづくりをすすめ、また、従来からの産業の集積と広域交通の拠点性を背景に南九州の拠点都市として、活力にみちたまちをめざします。

さらに、お互いを尊重しあう平和な社会のもと、健康で安心して暮らせる、人の魅力がかがやくまちづくりをすすめ、誰もが住みたい、住み続けたいと思える元気なまちをめざします。

１．目標年次

基本構想の目標年次は平成29年度(2017年度)とします。

２．目標人口

平成29年度(2017年度)の本市の人口は、約122,000人まで減少すると推計されます。本市のみならず日本全土が人口減少社会に突入したこの時代においては、まずはこの人口減少に歯止めをかけることが求められます。計画期間内においては、推計上の人口減少数を半減させることをめざして、

目標人口を130,000人

と定めます。

さらに、将来、都市圏域の拡大も視野に入れ、新市建設計画での目標人口をめざします。

３．主要な指標

目標人口130,000人をめざすため、目標年次である平成29年度(2017年度)における人口及び世帯数を次のように設定します。

■人口

（単位：人）

H 29　目標人口	130,000
人口（０～14歳）	16,100
生産年齢人口（15～64歳）	73,400
老年人口（65歳以上）	40,500

■世帯数

年　次	H 29
人　口（人）	130,000
1世帯あたり人員（人）	2.80
世　帯　数（世帯）	46,400

第2章 将来像を実現するために

≪施策の体系図≫

将来像を実現するための「基本目標」と「施策の大綱」を図式化したものです。

《将来像》

やすらぎと活力にみちた魅力かがやく元気都市“やつしろ”

《基本目標》	《施策の大綱》
誰もがいきいきと暮らすまち	① 人権が尊重される平等なまちづくり ② 安心して出産・子育てできるまちづくり ③ 健やかに暮らせるまちづくり
郷土を拓く人を育むまち	① 八代の未来を担うひとづくり ② 生涯を通じた学びのまちづくり ③ スポーツに親しめるまちづくり ④ 文化のかおり高いまちづくり
安全で快適に暮らせるまち	① うるおいのある快適なまちづくり ② 安全で安心なまちづくり ③ 暮らしを支えるまちづくり ④ 情報通信技術（ＩＣＴ）を利用した暮らしに役立つまちづくり
豊かさとにぎわいのあるまち	① 豊かな農林水産業のまちづくり ② 活力ある商工業のまちづくり ③ にぎわいのある観光のまちづくり
人と自然が調和するまち	① 自然と共生するまちづくり ② 環境を支えるひとづくり ③ 環境にやさしいまちづくり

≪計画推進の方策≫

市民と行政がともに歩むために

① 効率的・効果的な行財政の運営
② 協働によるまちづくりの推進

第１節　基本目標

まちづくりの理念のもと、八代市のまちづくりに取り組むにあたり、共通の目標を持つ必要があります。そこで、下記の５つのまちの姿を基本目標として定めます。

ここで描く５つのまちの姿は、基本構想の目標年次（平成29年度）における「市民の生活の姿」、「市の姿」です。市民、行政がそれぞれの立場で取り組み、目標とするものです。

１． 市民一人一人の人権が守られ、すべての人が社会に参加できる環境のもと、子どもから高齢者まで健康で安心して生活することができる
誰もがいきいきと暮らすまち。

２． 学校教育をはじめ、生涯学習や文化・スポーツに親しむなど、個性や能力を生かした心豊かな
郷土を拓く人を育むまち。

３． 自然災害に強く、また交通基盤・生活基盤など、市民の暮らしの向上とまちの活性化や定住促進のための基盤づくりがすすむ
安全で快適に暮らせるまち。

４． 諸産業における優れた担い手を育て、生産性の高い力強い産業の振興を図るとともに、魅力ある観光資源を生かし、多くの交流が生まれる
豊かさとにぎわいのあるまち。

５． 自然環境の保全・再生・創出に努め、多様で豊かな自然を次世代に引き継ぎ、持続可能な循環型社会が形成された
人と自然が調和するまち。

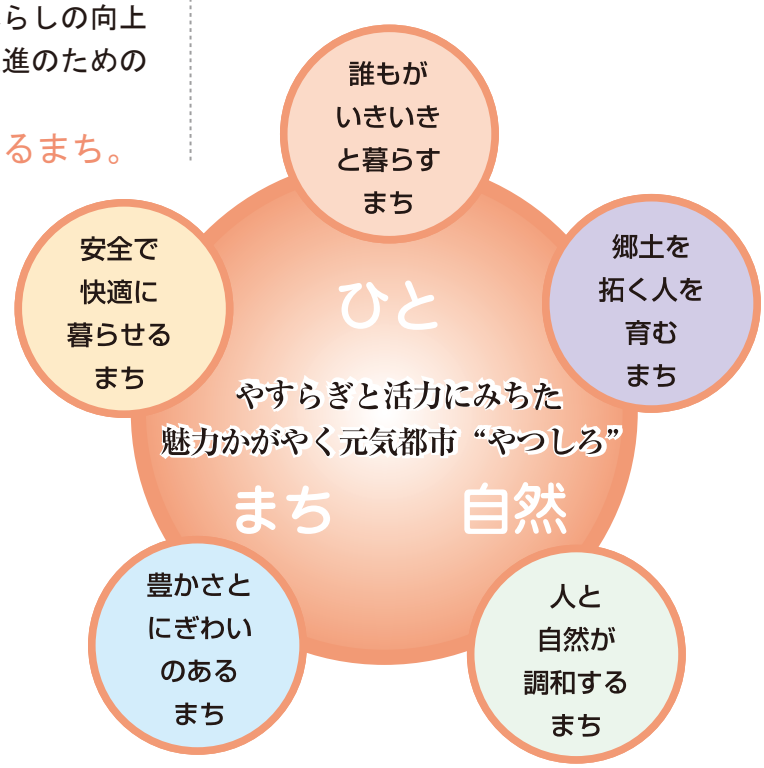

第２節　施策の大綱

先に述べた「将来像」や「基本目標」を実現するため、次のような施策を展開します。

第1項 誰もがいきいきと暮らすまち

①人権が尊重される平等なまちづくり

同和問題をはじめとして、性別や国籍、障がいなどに対する偏見や差別意識は今なお存在し、さらに、社会の国際化、情報化、高齢化などの進展に伴って、新たな人権に関する課題も生じてきています。

すべての人は平等で、他の人々と対等に生きる権利を持っています。同じ人間として分け隔てなく社会で共生できるよう、偏見や差別意識を排し、ともにまちづくりをすすめていくことが必要です。

すべての人の社会参画の機会を増やすとともに、差別のない明るいまちづくりをめざすために人権に関する啓発・教育を推進します。

②安心して出産・子育てできるまちづくり

核家族化の進行や雇用環境の変化などによる出産や育児の不安や負担感が大きくなっています。

そのため、安心して子どもを生み育てることができるよう、母子保健の充実を図るとともに、家族や地域、職場などの協力を得ながら妊産婦の母体管理や出産不安の軽減に努めます。

また、子どもの健やかな成長を促すための健康管理や育児支援などの充実を図り、子どもの「生きる力」を育み、安心して子育てできる環境づくりをすすめます。

③健やかに暮らせるまちづくり

生活様式の多様化に伴い、生活習慣病の増加や若年齢化がすすんでいます。さらに、急速な高齢社会の進展等もあり、医療や介護を必要とする人が増えています。

市民誰もが生涯を通して心身ともに健康にすごせるよう、食育を基礎とした子どもの頃からの健康づくりを積極的に推進します。

また、住み慣れた家庭や地域の中でお互いが支えあい、健やかに暮らせるまちづくりを実現するために、保健・福祉・医療の充実とともに地域支援体系の確立を図ります。

第2項 郷土を拓く人を育むまち

①八代の未来を担うひとづくり

子どもたち一人一人の個性を生かし、変化する時代の潮流に自ら対応できる「生きる力」を育むため、幼少時から社会生活のルールを身につけさせ、学校・家庭・地域が連携し、未来を担う世代の育成に取り組む必要があります。

子どもたちに安全・安心な教育環境を提供し、そのなかで、発達段階に応じた学力を培うとともに、正義感や倫理観などを育み、心身ともに健全でたくましい、豊かな感性や社会性を備えた児童生徒の育成をめざします。さらに、家庭・地域の教育力を積極的に活用しながら、活気あふれる学校を実現し、学校の教育力を強化します。

また、青少年が健やかな心を育めるように、人権に配慮した地域社会の見守り活動や相談事業をすすめます。

②生涯を通じた学びのまちづくり

子どもから高齢者までが、生きがいをもち充実した生活を営むため、市民の学習・文化活動へのニーズに応じ、学び・発表する場や機会を提供する必要があります。

そのため、地域で行われる文化活動などを支援するとともに、より良い学習の場の提供に努めます。

また、生涯を通じて、すべての人が尊重され、お互いが認め合える社会の実現のため人権教育の推進に努めます。

③スポーツに親しめるまちづくり

市民の健全な心身の維持、健康増進のため、子どもから高齢者まで、市民自らが生涯にわたり取り組む豊かなスポーツライフの実現を支援する必要があります。

そのため、誰もが気軽にスポーツに親しめる機会づくりや環境の充実を図るとともに、競技スポーツの更なる振興や大会の誘致に努め、地域スポーツの組織づくりや指導者の育成をすすめます。

④文化のかおり高いまちづくり

豊かでゆとりある生活を実現するために、特色ある伝統文化の保存・活用とともに音楽、演劇、絵画などの様々な文化活動の発表の場や、すぐれた芸術文化の鑑賞機会の充実が求められています。

そのため、市内各地域に数多く伝えられている歴史資料、史跡、建造物、伝統行事など有形無形の貴重な文化財の保存・整備、継承、公開・活用をすすめるとともに、市内外への積極的な情報発信を行い、魅力あるまちづくりに役立てます。

また、すぐれた芸術を鑑賞する機会を数多く作り、新たな市民文化の創造に寄与します。

第3項 安全で快適に暮らせるまち

①うるおいのある快適なまちづくり

本市は、九州山地の脊梁地帯から平野部、さらには八代海までの広大な範囲にまたがる個性豊かな地域を有しています。そのため、市民一人一人が豊かでうるおいに満ちた暮らしを享受し、また、まちの活性化を図るためには、それぞれの地域の良さを生かしたまちづくりをすすめることが重要です。

そこで、豊かな自然と調和した魅力的なまちの形成をめざし、それぞれの地域の特色を生かした個性的な土地利用の推進を図るとともに、計画的な生活道路、公園、緑地、上下水道等の整備をすすめ、誰もが快適に暮らせる居住環境づくりに努めます。

②安全で安心なまちづくり

近年、全国各地で地震や集中豪雨による自然災害が多発しており、本市においても防災対策の一層の取り組みを望む声が高まっています。また、日常生活を脅かす交通事故などの様々な社会問題に対しても、市民の生命や財産を守り、安心して暮らせるための対策が強く求められています。

そこで、安全で安心なまちづくりをすすめるためには、地震、洪水、高潮などの自然災害に強い基盤整備に努め、消防・防災・救急体制などの充実・強化を図り、併せて、万一の有事に備え、国民保護体制の整備を行うとともに、テロ、感染症、環境汚染などの緊急事態から市民を守るための危機管理体制の強化を図ります。

交通対策や防犯においては、交通安全・防犯施設などの整備や啓発・推進に努め、多様化する消費生活の問題に対しては、消費者教育や相談窓口の充実を図ります。

③暮らしを支えるまちづくり

交通基盤及び交流・物流拠点などの整備は、市民の日常生活の利便性・安全性を図ることはもとより、市民生活圏の広域化や産業の活性化、物流拠点性の向上に対応するためにも欠かせません。

そのため、安全で快適に利用できるよう交通体系のより一層の充実を図り、人と地域の交流がすすむまちづくりが重要です。

そこで、広域交通網としての国道や県道、フェリーなどの船舶交通の強化、さらに都市計画道路をはじめ、地域交通網の整備をすすめ、安全で円滑な交通体系の充実や公共交通機関の有効活用による利便性の向上を図ります。

また、都市の交流拠点性を高めるために、中心市街地における都市機能の強化、九州新幹線新八代駅周辺の整備、物流拠点としての八代港などの港湾施設の充実に努めます。

④情報通信技術（ICT）を利用した暮らしに役立つまちづくり

市民生活の向上、安全・安心の確保や産業の発展に活用できるように、インターネット通信網や携帯電話の普及など情報通信技術（ICT）の発展に対応した情報通信基盤の充実を図ります。

また、情報の取り扱いの習熟･普及をすすめ、行政手続きの効率化や地域交流の活発化を図るために、インターネットを利用した電子申請の整備やポータルサイトの拡充を行うとともに、個人情報の保護やセキュリティの強化も積極的に推進します。

第4項 豊かさとにぎわいのあるまち

①豊かな農林水産業のまちづくり

本市の農林水産業は、食生活や生活様式の変化、輸入自由化、後継者不足や担い手の高齢化等の問題から、構造的に脆弱化の傾向にあります。

そこで、地域の活力を担う農林水産業を健全に発展させるため、計画的に生産基盤の整備をすすめ、効率的な生産・流通システムの確立に努めます。また、多様化する消費者ニーズに的確に対応するため、地域の諸資源を有効利用した付加価値の高い農林水産物の生産を促進するとともに、経営感覚に優れた担い手の育成・確保に努めます。

②活力ある商工業のまちづくり

地域経済が活性化し、まちに活気をもたらすためには、商工業の振興は重要なものです。

そこで、地域の特性を生かした魅力ある商業の推進に努めるとともに、街なかへの居住を推進し、さらに都市機能を集約することにより、中心市街地の活性化を図ります。

また、雇用の拡大を図るため企業誘致をすすめるとともに、産学連携による新技術の開発や人材育成の促進、各種融資制度の提供により企業の体質強化を支えます。

さらに県内最大の国際貿易港「八代港」の利用促進を図り、産業の活性化に繋げます。

③にぎわいのある観光のまちづくり

恵まれた自然・文化・歴史などを最大限に生かし、個性ある魅力的な観光地づくりをすすめることにより、にぎわいと交流を創出することが求められています。

そこで、九州新幹線鹿児島ルートの全線開業を見据え、各地域にある観光資源を生かし、それらを結びつけた観光ルートづくりをすすめ、体験型・滞在型など地域の特色を活用した観光の充実を図ります。また、集客力のあるイベントの開催や各種スポーツ大会の誘致等を通じ、にぎわいと交流の創出に努めます。これらの観光情報を広く発信することにより、観光客を誘致し、訪れた人が八代の良さに触れ、将来、暮らしてみたいと思われるような魅力ある観光のまちづくりを推進します。

第5項 人と自然が調和するまち

①自然と共生するまちづくり

九州山地に広がる原生的な森林、二次的自然である里地里山、球磨川や氷川に代表される河川、八代海に広がる干潟など、本市は多様で豊かな自然を有しています。この豊かな環境は、市の貴重な財産であり、市民の心身にうるおいを与え、健やかで快適な生活を享受するうえでも欠かすことのできないものです。

生活の豊かさと自然が調和したまちの実現に向け、自然の恵みに対する意識の高揚を図り、野生動植物の適正な保護・育成など生物多様性※の保全に努め、人と自然が共生していくまちづくりをすすめます。

②環境を支えるひとづくり

より良い環境を次世代へと継承していくためには、環境問題に取り組んでいく人材を育てていくことが重要です。

市民・事業者・行政それぞれが、環境保全をすすめていくうえでの実施主体であることを認識するとともに、地域や学校での環境教育を推進し、環境保全意識の高揚を図ることにより、自主的な環境保全行動を促進します。

③環境にやさしいまちづくり

市民生活を取り巻く環境は、日常生活や産業活動に起因する廃棄物問題や、生活排水による水質汚濁などに加え、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境問題が顕在化するなど、複雑多様化しているのが現状です。

良好な地域環境を維持するため、公害の未然防止や生活排水対策、地下水の保全などを積極的に取り組むとともに、地球規模の環境問題に対応するため、省エネルギー・省資源に関する啓発による普及や新エネルギーの利活用を推進し、地球環境への負荷低減に対処していきます。

また、「大量生産・大量消費・大量廃棄」のライフスタイルから脱却し、持続可能な循環型社会をめざすため、市民・事業者・行政の協働により、廃棄物の排出抑制対策をはじめとし、再生利用の促進及び適正処理をすすめます。

※生物多様性
自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性を意味する。

第3章 計画推進の方策
～市民と行政がともに歩むために～

第１節　効率的・効果的な行財政の運営

地方行政においては自主的な政策の立案・実施や自主財源の確保など「自治体を経営する」という発想での自立性の高い行財政運営が求められています。加えて社会経済の成熟化や個々の価値観の多様化などにより、行政に対する市民のニーズは多岐にわたり、行政需要も増大しています。

そこで、行政経営の視点から目標を明確にした成果重視の行政組織を構築するとともに、更なる職員の意識改革と能力の向上を図ります。

財政面においても、受益と負担の適正化を図り、財源の安定確保に努め、財政基盤の強化を図ります。また、施策の実施にあたっては、事業の重要性、緊急度、効果を検証するとともに、行政と地域住民との役割などを踏まえて、限られた財源のなかで健全な財政運営をすすめます。

第２節　協働によるまちづくりの推進

地方分権がすすむなか、市民が主役のまちづくりは、ますます重要な時代になると予想されます。

このような社会の大きな流れのなかで、私たちは、先に掲げた将来像の実現を確かなものにしていくために、市民参画のまちづくりの観点から、市民と行政がそれぞれの果たすべき役割と責任を明確にし、相互に補完しあう考え方のもと、市民と行政との協働によるまちづくりへの転換が求められています。

そこで、市民と行政は相互に情報を共有し、行政は住民自治組織の育成に努め、地域と連携しながら、まちづくりの仕組みや方法を明確にし、地域特性を生かしたまちづくりを推進します。

また、国際化に対応したまちづくりをすすめるために、市民の国際感覚の涵養と市民主体の国際交流を推進します。